

※見本※

石垣市  
長之印

令和4年度

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務  
委託契約書

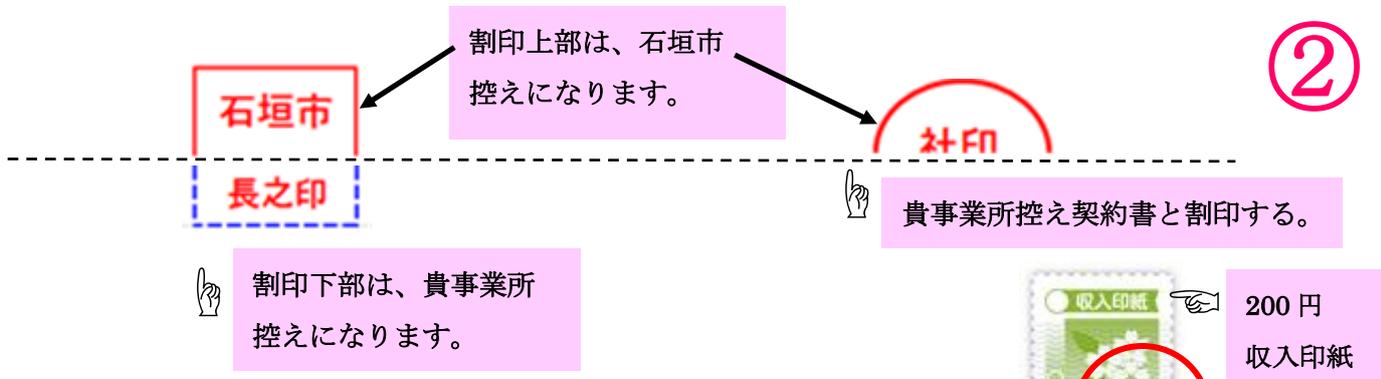
製本テープ

社印

 契印

契約書と請求書の社印は同じものを使用するようにお願いいたします。





介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

石垣市長 中山義隆（以下「甲」という。）と居宅介護支援事業者

**※法人名及び事業所名をご記入ください。**

（以下「乙」という。）とは

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- （1）委託業務の内容 介護予防支援及び介護支援ケアマネジメント事業の一部  
（別添業務仕様書のとおり）
- （2）委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
- （3）契約保証金 甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する

（業務の委託）

第2条 甲は、委託介護保険法第115条の23第3項の規定に基づき、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業の一部（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（実施の方法）

第3条 乙はこの事業を実施するにあたり、介護保険法を遵守して行うものとする。

（委託料）

第4条 甲は、事業を実施する費用として、1件あたり月額4,380円を乙に対して支払うものとする。但し、初回加算として3,000円加算、委託連携加算として3,000円加算（初回のみ）する。

2 消費税に伴う10%課税品目等に係る相当分については、前項の委託料に含まれるものとする。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、前条に定める委託料の支払いについて、事業実績報告書及び介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス計画作成委託料請求書をそれぞれ作成し、事業実施による金額を毎月5日までに甲に提出するものとし、甲は請求のあった月の翌月末までに乙に対して支払うものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

2 乙は、この事業を第三者に再委託してはならない。

（個人情報の取り扱い）

第7条 乙は、この契約により事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、委託した業務の範囲内で、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第8条 乙は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から貸与された個人情報(以下「貸与された個人情報」という。)を本契約の目的の範囲を超えて利用し、又は、第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、貸与された個人情報を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還義務)

第11条 乙は、貸与された個人情報を、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(個人情報の管理)

第12条 乙は、貸与された個人情報を、き損又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(事故報告義務)

第13条 乙は、貸与された個人情報の内容が漏洩し、き損又は滅失した場合、その他個人情報の保護に関し事故があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(報告業務等)

第14条 乙は、毎月5日までに前月分の事業実績報告書及び介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス計画作成委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 乙は、その他事業上において、事故等が発生したときは、その経過及び取った措置等を速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担及び補償義務)

第15条 事業の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲が乙の責めに帰すべき事が適当でないと認めた場合は、この限りではない。

(監査)

第16条 甲は、必要があると認めたときは、事業の運営状況等について、監査を行い、必要事項の指示をすることができる。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙は、この契約の有効期間中であっても、甲乙協議の上この契約の内容を変更し、又はこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除し、又は乙に対し、委託料の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しなかったとき。

(2) 介護保険法等関係法令及びこの契約の条項に違反したとき。

(3) 業務を遂行することが困難であると認められたとき。

3 乙は、前項に規定する契約解除により損害を受けた場合においては、甲に対し、その損害を請求することができないものとする。

(業務執行方法の調整)

第18条 甲及び乙は、必要に応じ事業の執行方法について、介護保険法等関係法令に基づき調整し、双方は事業が適正かつ円滑に執行されるよう努めるものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について、疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月 1日  契約日は、4/1付けでお願いします。

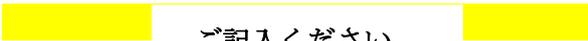
甲 (指定介護予防支援事業者)

住 所 石垣市真栄里672番地 **石垣市**

代表者名 石垣市長 中山 義隆 **長乃印**

乙 (指定居宅介護支援事業者)

住 所 

法 人 名 

ご記入ください。

事業所名 

代表者名 

印

社印



押印。

※表紙や割印で使用した印で  
お願いします。

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業 業務仕様書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約書第1条に規定する仕様書は以下のとおりとする。

### 1. 業務の内容

- (1) 情報の収集及びアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 介護予防サービス計画原案の説明及び同意
- (5) 介護予防サービス計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 評価の実施
- (8) 給付管理業務
- (9) 日常の利用者及びサービス提供事業者との連携並びに調整

### 2. 業務の実施方法

前項に規定する全ての業務を一体的に実施するものとする。

⑥

石垣市  
長之印

契印 

社印